



知ろう！森林環境譲与税のこと

平成31年4月1日施行の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に伴い、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

「森林環境税」は、令和6年度から、市民税と併せて1人年額千円が課税されます。(それまであった東日本大震災の復興税が森林環境税に変わります。)その税収が「森林環境譲与税」となり、国から譲与され市町村において、間伐などの森林整備や人材育成等の促進に充てることとされています。

そもそもどうして森林環境譲与税はできたの？

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みで定める日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するためにできました。

森林環境譲与税の活用方法は？

①森林整備の推進、②林業にかかわる人材育成及び担い手確保対策、③木材利用の促進、④森林の有する公益的機能に関する普及・啓発の4つに活用します。

これから市民の皆さんに、森林が私たちの生活にどんな風に関わっているのか、また森林整備とはどんなことをするのか定期的に紹介していきます。

森林の果たす役割

私たちの身近に広がる森林には、たくさんの働きがあります。ここでは、私たちが受けている森林の恩恵や身近に感じることができる森林の働きを3つ紹介します。

①水源涵養機能

森林の土壌が、降水を蓄え、河川へ流れ込む水量を調節し、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水が浄化されます。

②土砂流出・崩壊防止機能

森林の下草や落ち葉が、雨などによる表土の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぎ、山地災害が抑制されています。

③地球温暖化防止機能

森林は、もともと地球温暖化への影響度が大きい二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や枝などに炭素を溜め込み、私たちの呼吸に大切な酸素を排出します。この機能が地球温暖化防止につながっていきます。

森林整備

森林の働きが潤滑に回るように、私たちが森林を整備していかなければなりません。そこで大切になってくるのが、森林整備を行っている林業です。この林業の作業には植付→下刈り→除伐・つる切り→枝打ち→間伐→主伐→造材・搬出→地拵え(じごしらえ)という作業があります。この作業を循環していくことがよりよい森林を作っていくことにつながっていきます。



今回は林業作業の「植付」について説明します。

